

令和5年度

野田市自治会連合会 総会資料

と き 令和5年6月18日（日）
ところ 野田市役所8階 大会議室



野田市自治会連合会

総 会 次 第

- 1 開 会 の こ と ば
- 2 会 長 あ い さ つ
- 3 表 彰
- 4 謝 辞
- 5 来 賓 祝 辞
- 6 議 長 選 出
- 7 議 案 審 議
- 8 新 役 員 紹 介
- 9 功 勞 者 表 彰
- 10 謝 辞
- 11 閉 会 の こ と ば

議 案 一 覧

議案第1号 令和4年度野田市自治会連合会事業報告について

議案第2号 令和4年度野田市自治会連合会歳入歳出決算について

(監査結果報告)

議案第3号 令和5年度野田市自治会連合会事業計画(案)について

議案第4号 令和5年度野田市自治会連合会歳入歳出予算(案)について

議案第5号 役員を選出について

令和4年度野田市自治会連合会事業報告書

日 程	事 業 内 容	出席者等
4月21日(木)	・令和3年度会計監査(市役所会議室)	7名
	・第1回正副会長会議(市役所会議室)	4名
5月1日(日) ～6月30日(木)	・日本赤十字社社資募集の協力 (実績額:12,008,905円)	各自治会
5月6日(金)	・第2回正副会長会議(市役所会議室)	4名
5月11日(水)	・第1回常任理事会(市役所会議室) 自治会の事務事業見直し協議について 令和4年度の常任理事の選出について 野田市自治会連合会総会の開催方法について 野田市自治会連合会総会の議案について 各種委員の推薦について 連合会事業の役割分担について	17名
6月23日(木)	・第3回正副会長会議(市役所会議室)	5名
6月27日(月)	・総会(書面表決) 令和3年度野田市自治会連合会事業報告について 令和3年度野田市自治会連合会歳入歳出決算について ／監査結果報告／令和4年度野田市自治会連合会 事業計画(案)について／令和4年度野田市自治会 連合会歳入歳出予算(案)について	244名
6月28日(火)	・第2回常任理事会(市役所会議室) 新任自治会長研修について 各種委員の推薦について	20名
7月6日(水)	・新任自治会長研修 研修準備(音入れ)	2名
7月11日(月)	・新任自治会長研修 リハーサル	8名
7月13日(水)	・連合会だより 担当者打ち合わせ会	5名
7月15日(金)	・新任自治会長研修 機材等最終調整	2名
7月18日(月) ※祝日	・新任自治会長研修(市役所8階大会議室) 14時00分～15時30分(開場13時30分) 内容:自治会に関する各種制度等について	78名
7月25日(月)	・第4回正副会長会議(市役所会議室)	4名
8月4日(木)	・新任自治会長研修 担当者反省会	5名
8月9日(火)	・第3回常任理事会(書面表決) 自治会連合会だより第39号の発行について 自治会活動発表会について／理事視察研修について 各種委員の推薦について	20名
8月22日(月)	・連合会だより 担当者打ち合わせ会	5名
9月1日(木)	・自治会活動発表会 発表希望自治会募集	各自治会

日 程	事 業 内 容	出席者等
9月13日(火)	・第5回正副会長会議（市役所会議室）	4名
9月15日(木)	・自治会連合会だより第39号の発行	自治会長
9月16日(金)	・自治会活動発表会 発表自治会決定、発表会中止及び動画配信に変更したことを通知（連合会だより第39号の送付用封筒に同封）	自治会長
9月16日(金)	・連合会だより発送作業	4名
9月27日(火)	・自治会活動発表会 動画撮影（その後、手直し、編集、配信準備等別の日に実施）	4名
9月28日(水)	・理事視察研修 担当者打ち合わせ会	3名
10月1日(土)～ 12月31日(土)	・社会福祉協議会会費徴収の協力 （R4実績額：14,263,150円）	各自治会
10月1日(土)～ 12月31日(土)	・共同募金運動の協力 （R4実績額：10,969,225円）	各自治会
10月21日(金)	・第6回正副会長会議（市役所会議室）	4名
11月 9日(水)	・自治会活動発表会 連合会ホームページへの動画掲載を通知（アンケート同封）	自治会長
11月14日(月)	・自治会長一日研修 担当者打ち合わせ会	4名
11月16日(水)	・第4回常任理事会 自治会の事務事業見直し協議について 理事視察研修について（報告事項） 自治会長一日研修について 連合会開催事業の進め方及び弁償費の取扱いについて／各種委員の推薦について	13名
1月27日(金)	・連合会だより 担当者打ち合わせ会	3名
2月 8日(水)	・第7回正副会長会議（市役所会議室）	4名
2月15日(水)	・第5回常任理事会（市役所会議室） 自治会の事務事業見直しについて 自治会連合会だより第40号の発行について 自治会活動発表会アンケート集計結果について 連合会掲載事業の進め方及び弁償費の取扱いについて／各種委員の推薦について	13名
2月15日(水)	・連合会だより 担当者打ち合わせ会（常任理事会後）	5名
3月 6日(月)	・連合会だより 担当者打ち合わせ会	5名
3月22日(水)	・自治会連合会だより第40号の発行	自治会長
3月22日(水)	・連合会だより 発送作業	3名
3月29日(水)	・第8回正副会長会議（市役所会議室）	4名
年 間	・研修用DVDの貸し出し（R4貸出実績：1団体）	各自治会

令和5年6月18日提出

野田市自治会連合会会長 五味 良仁

令和4年度野田市自治会連合会歳入歳出決算書

歳入の部

(単位：円)

項目	当初 予算額	現計 予算額	収入済額	比較	説明
1. 会費	820,000	820,000	803,400	△ 16,600	40,136世帯×20円(市交付金5%) + 680円(※1)
2. 補助金	1,730,000	1,730,000	1,703,810	△ 26,190	市補助金(40,127世帯×30円+500,000)(※2)
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	社会福祉協議会補助金 1,000,000
3. 事務受託料	200,000	200,000	0	△ 200,000	日赤野田市地区
4. 雑収入	30	30	23	△ 7	預金利子等
5. 繰越金	2,315,582	2,315,582	2,315,582	0	前年度繰越金
計	6,065,612	6,065,612	5,822,815	△ 242,797	

歳出の部

(単位：円)

項目	当初 予算額	現計 予算額	支出済額	比較	説明
1. 総会費	186,000	186,000	102,504	83,496	総会開催(資料作成含む)に関わるすべての費用
2. 役員会議費	23,900	23,900	10,628	13,272	常任理事会、正副会長会議、事業担当者打ち合わせ会お茶代
3. 会議弁償費	717,000	717,000	285,000	432,000	常任理事会、正副会長会議の費用弁償
4. 旅費	50,000	50,000	0	50,000	
5. 事務員雇用費	462,300	462,300	255,196	207,104	事務員給与、労働保険料、所得税
6. 事務費	162,000	162,000	96,745	65,255	事務用品 郵送料 払込手数料など事務に関する物
7. HP管理費	85,400	85,400	50,668	34,732	インターネット利用料 レンタルサーバー代等
8. 備品購入費	50,000	50,000	45,577	4,423	アンプ専用カバー、ケーブル、マイク、SDD等
9. 備品修理費	50,000	50,000	0	50,000	
10. 表彰費	150,000	150,000	66,061	83,939	野田市自治会連合会表彰に関わる記念品や賞状額等
11. 補助金	1,640,000	1,640,000	1,605,080	34,920	地区連合会補助金(40,127世帯×40円)(※3)
12. 交際費	100,000	100,000	45,000	55,000	見舞金、弔慰金などの費用
13. 事業費A	256,300	256,300	137,235	119,065	新任自治会長研修に関わる費用
14. 事業費B	327,900	327,900	199,700	128,200	自治会活動発表会に関わる費用
15. 事業費C	613,400	613,400	9,336	604,064	理事視察研修に関わる個人負担以外の費用
16. 事業費D	569,300	569,300	12,000	557,300	自治会長一日研修に関わる個人負担以外の費用
17. 事業費E	327,600	327,600	293,542	34,058	連合会だより発行(年2回)に関わる費用
18. 予備費	294,512	294,512	0	294,512	
計	6,065,612	6,065,612	3,214,272	2,851,340	

※1. 会費の決算額は、令和3年度会費の未収分を令和4年度に収入したため、34世帯分(680円)プラスになっている。

※2. 市補助金の決算額は、令和3年度の過交付分を、令和4年度に市に返還したため、9世帯分(270円)マイナスになっている。

※3. 補助金の決算額は、令和3年度の過交付額を令和4年度と同補助金で相殺調整したため、9世帯分(360円)マイナスになっている。

歳入合計	5,822,815 円
歳出合計	3,214,272 円
差引残額	2,608,543 円(翌年度へ繰越し)



令和5年6月18日提出

野田市自治会連合会会長 五味 良仁

監 査 結 果 報 告 書

令和5年4月24日、野田市役所2階中会議室1において令和4年度野田市自治会連合会歳入歳出決算について監査を実施した結果、計数は正確であり、所期の目的に沿い適正に執行されていることを認めましたので、ここにご報告いたします。

令和5年 6 月 18 日

監 事 須賀田 貞孝 
監 事 関根 秀雄 

令和5年度野田市自治会連合会事業計画（案）

野田市自治会連合会は、会則で「自治会相互の連絡協調と親睦をはかり、共通の問題を研修協議し、市民意識の高揚と地域社会の発展に寄与すること」を目的としており、これを達成するために、以下の事業を行うこととされています。

- ①市内各自治会相互の連絡協調並びに自治会活動の研修に関する事
- ②関係団体との提携に関する事
- ③市行政に対する市民への周知徹底並びに協力に関する事
- ④防災、防犯、交通安全等の協力に関する事
- ⑤生活環境整備の推進に関する事
- ⑥自治会功労者の表彰に関する事
- ⑦その他、本会の目的達成のために必要と認められる事業に関する事

令和5年度は、以下4項目を重点事業として掲げ、常任理事会・理事会で協議しながら実践していきます。

1. 連合会開催事業の充実について

市の事務事業見直しに伴い、連合会でも令和2年度に事業見直し部会にて各事業の改善点を話し合いました。それを基に、令和3年度から事業の計画や運営を常任理事で分担し取り組んでいます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議や研修などで大勢が集まるのが難しく、思うように事業ができなかった面があります。

今年度は、こうした状況が変わりつつあるため、皆様の安全を考慮しながら、次の事業を充実させていきます。

- 1 新任自治会長研修
- 2 自治会活動発表会
- 3 自治会長一日研修
- 4 理事視察研修
- 5 連合会だより発行

開催事業を含めた令和5年度の事業開催日程（計画）は、下表のとおりです。

日程	事業内容
4月	・会計監査（4月24日）
5月	・日本赤十字社社資募集の協力 1日～6月30日 ・第1回常任理事会（5月26日）
6月	・自治会連合会総会（6月18日） ・第1回理事会
7月	・新任自治会長研修
8月	
9月	・第2回理事会 ・連合会だより第41号発行
10月	・自治会活動発表会 ・社会福祉協議会会費徴収の協力 1日～12月31日 ・共同募金運動の協力 1日～12月31日
11月	・理事視察研修 ・第3回理事会
12月	
1月	
2月	・自治会長1日研修 ・第4回理事会
3月	・連合会だより第42号発行
年間	・市報及び市から依頼される文書の配布 ・市から依頼される各種委員の推薦 ・研修用DVD貸出

※理事会は予定ですので、議題により変更されることもあります。

※事業毎の担当者打ち合わせ会も適宜行います。

2. 自治会・連合会への加入率向上について

全国的にも自治会加入率の低下問題は、周知の事実です。野田市においても例外ではなく、世帯数からみた自治会加入率は60%程度となっています。

人々の意識の変化、高齢化等による活動意欲の低下、新たに開発された地域等での自治会未結成等の問題に取り組むために、行政と協働して解決の糸口を見つけたいと思います。

- 1 自治会未結成の地域に対して、行政からの働きかけとともに、地区連合会と相談しながら、自治会結成、連合会加入に取り組む。
- 2 加入率向上部会を開催し、各自治会の抱える問題に向き合い、情報を共有し、解決に向けて努力する。

3. 防災・減災への取り組みについて

人々の命や財産に大きな脅威となる地震、水害等の災害に対し、自分や家族、市民の身を守るにはどうしたらよいか、行政と相談しながら自治会単位だけではなく、地域での協力体制についても検討したいと思います。

- 1 野田市の災害危険度について正しい知識を得る。(市担当課、専門家等から)
- 2 自治会での取り組みや地域での実践を共有する。
- 3 地域での協力体制について、地区連合会の理解協力を得ながら検討する。

4. 共通課題の協議・解決について

連合会の目的達成のため、自治会、地区連合会、市連合会相互の情報共有を図り、自治会で抱えている問題があれば、地区連合会で助言していただき、必要ならば市連合会としても、自治会運営に関わる情報や解決例の提供など、できるだけ力添えをしたいと思います。

また、共通する課題がある場合は、部会等を立ち上げて検討し、行政にも相談しながら解決を図っていく予定です。

令和5年6月18日提出

野田市自治会連合会会長 五味 良仁

令和5年度野田市自治会連合会歳入歳出予算書（案）

歳入の部

（単位：円）

項目	本年度 予算額A	前年度 予算額B	比較 A-B	備考
1. 会費	810,000	820,000	△10,000	1世帯20円（市交付金5%）×40,500世帯
2. 補助金	2,715,000	2,730,000	△15,000	市補助金（40,500世帯×30円+500,000円）1,715,000 社会福祉協議会 1,000,000
3. 事務受託料	50,000	200,000	△150,000	日赤野田市地区
4. 雑収入	30	30	0	預金利子等
5. 繰越金	2,608,543	2,315,582	292,961	前年度繰越金
計	6,183,573	6,065,612	117,961	

歳出の部

（単位：円）

項目	本年度 予算額A	前年度 予算額B	比較 A-B	備考
1. 総会費	186,000	186,000	0	総会開催（資料作成含む）に関わるすべての費用
2. 役員会議費	43,200	23,900	19,300	常任理事会、理事会、正副会長会議、部会、事業担当者 打合せ会のお茶代
3. 会議弁償費	846,000	717,000	129,000	常任理事会、理事会、正副会長会議、部会の費用弁償
4. 旅費	50,000	50,000	0	外部団体の会合等の交通費
5. 事務員雇用費	462,200	462,300	△100	事務員給与、労働保険料、所得税
6. 事務費	162,000	162,000	0	事務用品 郵送料 払込手数料など事務に関する物
7. HP管理費	85,400	85,400	0	インターネット利用料 レンタルサーバー代等
8. 備品購入費	50,000	50,000	0	備品購入への備え
9. 備品修理費	50,000	50,000	0	備品修理への備え
10. 表彰費	150,000	150,000	0	野田市自治会連合会表彰に関わる記念品や賞状額等
11. 補助金	1,620,000	1,640,000	△20,000	地区連合会補助金 40円×40,500世帯
12. 交際費	100,000	100,000	0	見舞金、弔慰金などの費用
13. 事業費A	251,200	256,300	△5,100	新任自治会長研修に関わる費用
14. 事業費B	327,400	327,900	△500	自治会活動発表会に関わる費用
15. 事業費C	611,900	613,400	△1,500	理事視察研修に関わる個人負担以外の費用
16. 事業費D	567,800	569,300	△1,500	自治会長一日研修に関わる個人負担以外の費用
17. 事業費E	324,600	327,600	△3,000	連合会だより発行（年2回）に関わる費用
18. 予備費	295,873	294,512	1,361	
計	6,183,573	6,065,612	117,961	

（注記）・令和4年度予算書から従来の形式を変更し、事業ごとにいくらかかるのかがわかりやすい形式にしました。

なお、年度中の補正・充当については理事会に一任します。

歳入・歳出差引残額なし

令和5年6月18日提出

野田市自治会連合会会長 五味 良仁

議案第5号 役員の選出について

(役員案)

役員名	人数	候補者氏名	備考
会 長	1名	五味 良仁 (上花輪・太子堂)	再任
副会長	3名	望月 秀嗣 (南部第1)	再任
		鷺尾 真由美 (新木間ヶ瀬)	再任
		渡邊 建樹 (三ヶ町)	新任
会 計	2名	※会長が指名する副会長 鷺尾 真由美 (新木間ヶ瀬)	再任
		小倉 幸雄 (七光台)	再任
監 事	2名	豊田 和彦 (鹿野自治会長)	新任
		平野 邦雄 (柳沢第4自治会長)	新任

令和5年度
野田市自治会連合会表彰一覧

○20年以上の退任者…………… 1名

No	自治会名	氏名	就任日	退任日	在職年数
1	七光住宅	竹内 保男	H15.4.1	R5.3.31	20

○15年以上20年未満の退任者…………… 該当者なし

○10年以上15年未満の退任者…………… 2名

No	自治会名	氏名	就任日	退任日	在職年数
1	西大和田団地	渡辺 カヅ子	H23.4.1	R5.3.31	12
2	春日町第1	神尾 仁	H24.4.1	R5.3.31	11

○5年以上10年未満の退任者…………… 9名

No	自治会名	氏名	就任日	退任日	在職年数
1	中野台第三町内	足立 博志	H27.7.13	R5.3.31	7
2	西新田	佐藤 元彦	H28.4.1	R5.4.22	7
3	堤台第2	鈴木 健治	H28.10.11	R5.3.31	6
4	中野台第1	小島 和男	H29.4.1	R5.4.15	6
5	岩名4区	間中 進一	H29.4.1	R5.3.31	6
6	春日町第2	伊藤 忠昭	H29.4.1	R5.3.31	6
7	中野台第8	金森 定行	H29.4.16	R5.4.14	6
8	中根第8	吉岡 猛	H29.4.8	R5.3.31	6
9	飯塚	山中 照夫	H30.4.1	R5.3.31	5

野田市自治会連合会

会 則 表彰及び慶弔規程 表 彰 内 規

野田市自治会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、野田市自治会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、野田市役所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、自治会及び町内会（以下「自治会」という。）相互の連絡協調と親睦をはかり、共通の問題を研修協議し、市民意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市内各自治会相互の連絡協調並びに自治会活動の研修に関する事
- (2) 関係団体との提携に関する事
- (3) 市行政に対する市民への周知徹底並びに協力に関する事
- (4) 防災、防犯、交通安全等の協力に関する事
- (5) 生活環境整備の推進に関する事
- (6) 自治会功労者の表彰に関する事
- (7) その他、本会の目的達成のために必要と認められる事業に関する事

(組織)

第5条 本会は、原則として加盟30世帯以上の自治会をもって組織する。事情によってはこの限りではない。

2 本会は、地区ごとに地区連合会をおく。地区連合会は、地区自治会をもって構成する。

3 地区連合会について必要な事項は別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|---------------------------------|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 | (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 会計 | 2名（但し、1名は会長が指名する副会長が兼務するものとする。） | | |
| (6) 監事 | 2名 | | |

2 前条の規定によるもののほか、常任理事会の議を経て本会に顧問、相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長は理事の中から、会計は常任理事の中から総会において選出する。

2 常任理事は、理事の互選により理事会において選出する。

3 理事は、地区連合会から選出された自治会長及び町内会長（以下「自治会長」

という。)が就任する。

4 監事は、総会において選出する。

5 役員に欠員が生じたときは、常任理事会の議を経て、これを補充することができる。

6 役員が所属する自治会長の職を離れたときは、その職を失う。但し、任期満了の直近月の場合は第9条第3項の規定を準用する。

7 役員選出について必要な事項は別に定める。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ常任理事会で定めた順序によりその職務を代理する。

3 常任理事は、常任理事会の所管する事項を審議し、会務を執行する。

4 理事は、理事会の所管する事項を審議する。

5 会計は、本会の財政を掌握し、全ての収支を明らかにする。

6 監事は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠によって就任したものの仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員の仕事満了後でも、後任者が決定するまでは前任者がその職務を行う。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、正副会長会、常任理事会及び理事会とする。

2 総会は、自治会長をもって構成し、毎年年度はじめに開催するものとする。但し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は、構成員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。

3 常任理事会及び理事会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。

4 会議は、会長が招集し、総会及び理事会の議長は、それぞれの会議出席者の中から選出する。但し、常任理事会は会長が議長となる。

5 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

6 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事をもって構成する。

(定足数)

第11条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上、常任理事会は構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 総会、常任理事会及び理事会において出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 総会、常任理事会及び理事会において委任状を提出したものについては出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の改正

- (2) 会長、副会長、会計並びに監事の選出
 - (3) 会費徴収の方法
 - (4) 事業計画並びに事業報告
 - (5) 歳入、歳出予算及び決算
 - (6) その他本会の重要事項
- (常任理事会)

第13条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 緊急かつ重要な事項で総会招集のいとまのないときの代議決に関する事
- (2) 本会運営に必要な事項の議決に関する事
- (3) 総会、理事会の提出議案に関する事
- (4) 会長の職務を代理する副会長の順序に関する事
- (5) 会務の執行と処理に関する事
- (6) 総会において委任された事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

2 常任理事会の議決は、全て総会に対して責任を負う。

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会開催に関する事
- (2) 常任理事の選出に関する事
- (3) 部会設置改廃及び部会長、部会員の選出に関する事
- (4) 地区連合会の活動に関する事
- (5) その他会長が必要と認める事項

(専決事項)

第14条の2 会議を招集するいとまのない場合において、各団体の依頼による委員の推薦については、これを会長、副会長の合議により専決することができる。

(部会)

第15条 第4条の規定に定める事業を実施するため、部会を設けることができる。

2 部会は、総会、常任理事会及び理事会で決定された分担業務執行の主体となり事業の推進を図る。

3 部会長は、理事以上の役員より選出する。

4 部会員は、会員の中より部会長の推薦による。

(地区連合会)

第16条 地区連合会は、常任理事会及び理事会の趣旨を徹底しなければならない。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第18条 会費は、毎年市から交付される自治会等交付金の額に総会で承認の得た率を乗じた額を納めるものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

1 この会則は、昭和50年6月28日から施行する。

2 昭和42年5月20日施行の野田市自治会連合会会則は廃止する。

附 則

この会則は、昭和51年10月30日から施行する。

附 則

この会則は、昭和52年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年6月4日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年5月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年5月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年7月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月6日から施行する。

野田市自治会連合会表彰及び慶弔規程

第1条 野田市自治会連合会が行う表彰及び慶弔は、本規程の定めるところによる。

第2条 次の各号の1に該当するときは、野田市自治会連合会会長（以下「会長」という。）が表彰する。

(1) 自治会長及び町内会長（以下「自治会長」という。）として引き続き5年以上退任者

(2) その他特に賞揚するにあたりと認められる業績のあった者

2 前項の勤続年数は、自治会長に就任の月から起算し表彰の月までを計算する。

第3条 表彰は、感謝状の授与によりこれを行う。ただし、金品を加授することがある。

第4条 表彰は、毎年総会の席上においてこれを行う。

第5条 本規程により表彰を要すると認められる者があるときは、調書を作成し、表彰の日の10日前までに会長に提出しなければならない。

第6条 会長は提出された調書につき表彰の可否を速やかに決定しなければならない。

第7条 現職の自治会長が疾病又は負傷により、15日以上入院治療を受けたときは、見舞金として5,000円を贈る。

第8条 歴代の連合会長、副会長及び現職の自治会長が、死亡したときは、遺族に対し弔慰金10,000円と花輪又は盛かご（10,000円以内）を贈る。

2 現職の自治会長の配偶者が死亡したときは、遺族に対し弔慰金5,000円を贈る。

第9条 自治会長が水害、火災、その他非常災害により被害を受けたときは、災害見舞金として50,000円以内を贈る。ただし、その額については、会長、副会長が協議して決定する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、昭和50年6月28日から施行する。

（関宿町編入に伴う経過措置）

2 東葛飾郡関宿町の編入の日（以下「編入日」という。）前の関宿町行政連絡員設置規則（昭和63年関宿町規則第1号）第3条の規定により区長として委嘱されている者が編入日において引き続き野田市の自治会長に就任した場合における第2条の適用については、区長として引き続き就任していた期間を野田市の自治会長として就任していた期間とみなす。

附 則

この規程は、昭和51年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

野田市自治会連合会表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、野田市自治会連合会表彰及び慶弔規程（昭和50年6月28日）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準及び贈呈品額)

第2条 規程第2条第1項第1号及び第2号による表彰は、次の基準により表彰し、感謝状と記念品を贈る。

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| (1) 自治会長として引き続き5年以上10年未満の退任者 | 7,000円相当品 |
| (2) 自治会長として引き続き10年以上15年未満の退任者 | 8,000円相当品 |
| (3) 自治会長として引き続き15年以上20年未満の退任者 | 10,000円相当品 |
| (4) 自治会長として引き続き20年以上の退任者 | 12,000円相当品 |
| (5) 第2条第1項第2号に該当する者 | 12,000円以上の相当品 |

附 則

この内規は、昭和51年4月28日から施行する。

附 則

この内規は、昭和56年5月23日から施行する。

附 則

この内規は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年5月28日から施行する。

野田市自治会連合会ホームページの紹介

【トップ画面】



【表示方法】

- 方法①： URL 欄に、<https://jichikairengo.com> と入力。
- 方法②： Google/Yahoo等で検索（「野田市自治会連合会ホームページ」と入力）
- 方法③： パソコン/スマホ等の音声機能（マイクのアイコン）で、「野田市自治会連合会ホームページ」と発声する。

※ いずれの方法も、パソコン、タブレット、スマホで対応可能です。

【ホームページの特徴】

1. 「自治会ガイドブック」（平成27年4月発行の冊子）の情報が、全て登録されています。
2. 野田市自治会連合会で協議している各種情報が閲覧できます。
3. 「お問い合わせ」機能。
 - ☞ 自治会長から連合会に質問/意見等を送信できます。
4. 「情報検索」機能。
 - ☞ 検索欄に単語を入力することにより、登録済の該当情報を表示させることが出来ます。
 - ☞ Q&A もありますので、ご利用ください。